

浪江町農業委員会総会議事録 (令和5年1月定例会)

1 開催日時 令和5年1月20日(金) 午後1時30分から午後2時03分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員(10人) 欠席委員(1人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(欠)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(13人)

幾世橋地区担当	安部 正之	苅野地区担当	横山 良男
幾世橋地区担当	上田 順一	津島地区担当	石川 昭悦
請戸地区担当	脇坂 薫	津島地区担当	木幡 一郎
大堀地区担当	桑原 泉	津島地区担当	関場 健治
大堀地区担当	遠藤 定郎		
大堀地区担当	小野田 浩宗		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	田中 静夫		
苅野地区担当	高田 秀光		

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定)	1件
議案第2号 令和5年度浪江町標準農業労働賃金協定表について	1件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長岡 秀樹
副主査	早川 翔大

議長 それでは、只今より1月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は10名でございます。また、推進委員数は13名で
ございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたと
おり8番菅野委員および9番中野委員にお願いいたします。
それでは、議案の審議に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設
定1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)
こちらは、農地法第3条第2項ただし書きに規定されている不許可の例外
である、農地で行う耕作の事業が法人の主たる業務の運営に欠くことがで
きない試験研究の場合に該当するものとしてこれまでの定例会で承認いた
だいております。・・・の飼料作物の栽培実証試験について、今回、・・・地区
で規模を拡大して行うというものです。また、議案書と共に今回の申請農
地の位置図と地番の一覧を送付しておりましたが、そちらの位置図に記載
されている数字と、一覧表の数字が対応するようになっております。よろ
しくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員 本日、1番から34番まで担当しました上野さんがインフルエンザで欠席し
ております。電話で全員確認し問題ないという事で申し送りがありました。
わたくし同じく立野地区の横山です。・・・さん。12日の6時55分確認しま
した。奥さんが出まして、奥さんが了解という事です。22番、・・・さん、12
日の13時に電話しました。これもOKです。22番、・・・さん。13日の12時
35分に電話しました。これも娘さんと電話交代して娘さんのOKを貰いま
した。・・・さん、12日12時30分に電話しました。この方も了解していま
す。・・・さん、12日の14時50分確認の電話をしました。・・・さんは、長男
の・・・さんと・・・におりまして、・・・で現在も避難生活を送っております。
このかたも同意しております。・・・さん、12日の12時30分、同じく同意を
しております。・・・さん、12日の17時に電話しました。同意しておりま
す。・・・さん、12日の10時に電話しました。・・・さん、12日の17時56分
に電話しました。・・・さん、13日の17時50分に電話しました。OKです。・・・
さん、13日の11時50分に電話しました。・・・さん、13日の11時55分に
電話しました。・・・さん、・・・さんは奥さんが電話を交代しまして、奥さん
の方から了解を貰っております。・・・さん、13日の12時25分に電話しま
した。・・・さん、13日の17時15分に電話しました。・・・さん、12日の15
時5分に電話しました。・・・さん、13日の17時に電話しました。・・・さん、・・・
さんには避難先が近いものですから本人に直接確認しました。12日11時
50分と12日11時に、本人に確認を取っております。以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
はい。小野田推進委員。

小野田推進委員 大堀推進委員の小野田です。・・・さんの事業、未来に向けての素晴らしい取り組みだと思っておりますが、何点か疑問点がありますのでそれをお伺いしたいと思います。・・・地区の方は飛び飛びでやられるんですけども、物を作るという事は配水路なんかの問題は無いのでしょうか。関連で・・・地区の話をしていただきますと、実は、正月明けに一部詰まっている所だけを上げてというような話で、暗渠をやっていた部分が有ったので、「これ、暗渠なんですか」と担当者に聞いたら、暗渠をやってる水田が何点かありまして。「排水の方はどうなのかな」と聞いたら「私はよく分からない」という事で役場の方に行き担当者に話を聞きましたら、詰まっている部分だけ、・・・さんの方から「こことここだけ砂を上げてくれ」という話が有ったと。私も営農再開をしているんですが、ここ5年位、排水路の方は全然いじってないので、草とか入っていて、その部分だけ上げたとしても大きな川まで上げなければ配水は流れて行かないんですよ。皆さんこの事例を頭に浮かべて欲しいんですが、東西に1haの田んぼがあったとします。排水路の先に、西側が2メートル高い所に田んぼがある。その下に排水路があり2メートル低いところに1haの田んぼがありました。排水路はきちんと管理されていません。大雨水が来た時どこに行ったんですかという話です。その辺どうなのかなと素朴に疑問を持っています。区長さんの方にも話をしましたら、区長さんには全然話が来ていないという事で。地区の事なのだからそういう話もあってもいいんじゃないのかなと思います。先月、・・・の方に出れなかったので。地域の人たちと連携をしていくという事も大事な気がするんですが。批判をしている訳ではありません。皆さんの知恵をどんどん集約をしていけばもっといいものが出来上がってくると思うのですが。それがここに無いのが非常に残念だなと思っております。

議長 はい。事務局。

事務局 今、小野田推進委員がおっしゃった件につきましては、事業全体の時期を共有していくという事と、配水の内容では最後までスムーズに流れるかという点ではご指摘の通りだと思いますので、今後、・・・の事業に限らず営農再開に伴っての配水の確認は出来るだけ早く情報を確認し、町もそれに対応していけるように水路復旧担当とも情報を共有して改善に努めていきたいと考えております。

小野田推進委員 これは3月までの案件なのでスムーズに通さなければならないと思うんですが、4月からもう一回案件出て来ると思うんですよ。その際、・・・さんの方には配水も含めこの辺をしっかりと提示して貰わないと、梅雨時期に入ってきますし、営農再開、・・・や・・・地区の人たちも営農再開している人たちもいると思うんですよ。不安な部分もありますので、いい取り組みだとは思いますが。もっともっと皆さんを巻き込んでいって、良い知恵を出し合って対応していけばもっといいものが出来上がってくると思うんですよ。その辺は、町の方からも・・・さんの方にしっかりと伝えて欲しいんですよ。誰が主に動いているのが全然見えないんですよ。・・・さんのどちらがこれを担当しているのか、だれが責任をもってこれをやっているのか、それが見えないんですよ。その辺も何か問題が起きたときにはこの人に話してこうしてくださいとか。はっきりしていないと。営農している人間と

しても、こちらも相談したい事があれば何方と相談したらいいのか、はっきりと、次の議案が出て来ると思うんです。4月がらみで、その時には是非話をしてください。

議長 はい、9番。

中野委員 9番、中野です。・・・地区の状況ですけれども、役場に・・・からの駐在がおります、という事で、・・・では多面的交付金事業を使った刈払い等をやっております。その時に声を掛けて下さいと伺っています。・・・の区長の方から役場に対して排水路についての獣害による土砂が埋まっている部分は、上げて欲しいと要望が出ているはずで、そんなことで進めている状況でございます。・・・の場合は問題ないのかなと考えています。

議長 はい。その他にご質問ありませんか。なお浪江町全般のことではありますが、新規就農並びに、こういったことで各農地に営農として入って来るという時には情報提供は、町の調整をお願いしたい。やはり地域の水田であれば用水路、排水路の管理は地域の水利組織並びに農事組合長とか農事組合とか、あと多面的の補助金を活用する組織がそれぞれ各地域に震災前にもありました。今後におかれましても行政区内並びに水利関係と連携を取りながら共同的な活動できる体制を各地域でもお願いしたいと思います。しかしながら、浪江町からも情報発信は依然としてお願いしたいと思います。畑についても、隣接の道路側溝並びに周辺についても多面的のできる範囲についても各地区でやっていたと思いますので・・・地区におかれましても、是非、多面的交付金事業に取り組むように是非町からもご指導をお願いしたいと思います。

その他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは異議なしと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第2号令和5年度浪江町標準農業労働賃金協定表について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

こちらは、昨年11月から打ち合わせを行っていた労働賃金協定表について、承認を求めるものとなっております。なお本定例会で承認をいただいたのち、3月号の浪江町広報及び町ホームページにて公開いたします。

議長 事務局の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
はい、2番。

鈴木委員 2番鈴木です。

前回の農業委員会で協議になったんですが、記載の一覧表の一番下の課税売上高が1,000万円を超える場合には、請負額に別途消費税が加算されます。これ確かに間違いではないです。間違いではないんですが、税制改正で、今年10月から、課税売上高が1,000万円未満だったとしても、課税対象者にはなりませんのでその記載は要らないのではないかなと思うんですが。その旨を言ったつもりなんですけど。直ってないのでどうなったのかなと思って。尚、上に既に金額は税抜きになっていますので、ここの表記はお互いに消費税を取る取らないかは双方の協議なので、別にここは要らないと思うので、ここを無くしたままで今日決を頂ければありがたいなと思ってます。以上です。

- 議長 今、2番からご意見ありましたが、事務局からはありますか。
- 事務局 事務局の方でも内容を揉んで見ましたが、1番の方に税抜き価格になっていますので参考程度までにしていただければと思ひまして、課税売上高が1,000万円を超える場合に付いては別途消費税が加算されますとの記載をそのままにして、記載をさせて載せているところですが、こちら削除の方が良いとのご提案でしょうか。
- 鈴木委員 さっき言ったように1,000万円を超えなくても消費税を取れるようになります。今年10月から3月までに税務署に、事業者は届け出をする必要はありますが、税制改正でインボイス制度というんですが、10月から変わるんで、これを書くと1,000万円未満であったとしても、人は消費税を欲しいと言っても逆に取れなくなるので、ここは削除の方が良いのではないかと。繰り返しになりますが。
- 事務局 分かりました。一番下のところを削除したかたちで、ホームページや広報には載せるかたちで宜しいでしょうか。
- 議長 今、事務局から再度提案ありました内容で、皆さんにご審議お願いいたします。その他にご質問ありませんか。はい。
- 桑原推進委員 大堀地区担当の桑原です。確認したい事が一つありまして教えてください。トラクターによる草刈り、10a7,000円。畦畔、法面を含むとありますが、畦畔と法面は10aの中に含まれる面積の畦畔、法面と解釈しておいて宜しいんですよね。確認です。
- 議長 事務局宜しいでしょうか。
- 事務局 桑原委員のおっしゃるとおりです。
- 議長 はい。
- 遠藤推進委員 大堀推進委員の遠藤です。今、消費税の話があったと思いますが、作業以外の金額は税抜き表示になっているかと思ひます。税抜きという言葉では

無くて、消費税といれたかたちの方が私はいいと思います。もう一点は、作業単価の方に 7,200 円とありますが、作業単価に円の表示が無いので円の表示はあるべきかと思います。

議長 事務局宜しいですか。

事務局 ご指摘ありがとうございます。円の表示が抜けておりましたので入れたいと思います。また、金額も消費税抜きという記載をした方が良いのご提案でしたが、そちらも分かり易くするために付け加えたかたちでお示し出来ればと思っています。ご指摘ありがとうございました。

議長 その他にご質問ありますか。それでは質疑なしと認めます。ただいま皆様からご意見のあった物を修正案としてご提案するという事で宜しいでしょうか。それでは修正案を採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 2 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。
以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。

令和 5 年 1 月 20 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 2 時 03 分

議長 _____

_____ 番

_____ 番